平成２５年（フ）第３８４号
奈良市鳥見町４丁目４番地の３　富雄団地27―203号
債務者　福田りつ子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２９１号
奈良県大和高田市大字市場132番地８
債務者　村山　康則
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３０３号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地35―405
債務者　橋本　奈々（旧姓西澤）
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
鳥取県鳥取市行徳２丁目611番地８、旧住所鳥取県鳥取市興南町61番地１　林マンション11号
債務者　西村　賢二
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９８３号
広島市安佐北区口田南１丁目11番13―５号
債務者　青木美恵子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５２号
山口県下関市豊北町大字矢玉601番地８、前住所山口県下関市長府三島町13番37―406号
債務者　平賀　政彦
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
山口県下関市西観音町６番17号、前住所山口県下関市員光町２丁目９番39号
債務者　遠矢ゆかり
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１６８号
山口県下関市大字永田郷158番地１　陽光苑
債務者　野村　光昭
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
愛媛県新居浜市桜木町８番46号、前住所愛知県名古屋市中村区東宿町３丁目29番地　ＣＡＳＡ　ＫＩＴＯ　Ｂ棟201号
債務者　髙橋　正治
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第９７号
福岡県田川市大字奈良1529番地８　大浦団地県住２棟610号
債務者　奥永　　梢（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第４３４号
大分県由布市湯布院町川上1788番地
債務者　安部　正義
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９６０号
千葉市稲毛区園生町266番地２　アインズコート稲毛312号
債務者　酒井　香織
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７６号
石川県能美郡川北町字橘レ115番地の１
債務者　米田　智子
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第１４４号
長野県東御市滋野736番地２　乙女平団地48―44
債務者　後藤　智明
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第５９号
長野県上伊那郡飯島町七久保483番地４
債務者　藤田麻衣子
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第２６号
広島県呉市山手１丁目20番６号
債務者　谷本　厚生
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第２７号
広島県呉市焼山東４丁目４番４号
債務者　谷本　六生
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１３６号
広島県呉市中央５丁目12番５号
債務者　新久保　進
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
広島地方裁判所呉支部